

佐世保市立図書館の今後の運営について

平成21年1月16日

佐世保市図書館協議会

はじめに

平成6年に、一部の利用者や学習室利用の学生中心の図書館からの脱却を目指し、開架方式で多くの本を並べ、手にとって選んでもらう貸出サービス中心の新館がオープンしたが、今日求められる図書館は、長時間滞在型の図書館であり、さらに開館時間の延長や開館日の増加など住民の図書館に対するニーズはますます多様化している。

また、平成15年の地方自治法改正により「指定管理者制度」が創設されたことに伴い、公共図書館運営そのものが大きな転換期を迎えている。

佐世保市立図書館については、施設面・運営面について市議会でもたびたび取り上げられ、今後のあり方について検討を求められている。

こうした現状を踏まえ「佐世保市立図書館の今後の運営について」、平成20年7月30日付で佐世保市立図書館長より諮問があったので、佐世保市立図書館の現状と課題を分析した上で、図書館協議会の意見をとりまとめ次のとおり答申します。

佐世保市立図書館の現状と課題

	項 目	現 状	課 題
1	祝日開館	休館	開館
2	開館時間	火曜日～木曜日 10:00～18:00 金曜日 10:00～20:00(但し一般室・講座室のみ)	開館時間の延長
3	駐車場	駐車可能台数37台 1日平均204台 2時間以上の長時間駐車1日 14台	駐車台数の不足 図書館用務外での駐車
4	座席数	一般室(45席)・児童室(64席)・郷土資料室(20席)・新聞雑誌コーナー(10席) 計 139席	座席数の不足
5	館内での飲食	館内飲食禁止。 ウォータークーラー機器設置	喫茶コーナーの設置
6	喫煙場所	灰皿を玄関横に設置	入口に近い場合受動喫煙防止が不十分
7	図書館資料費	平成6年度 40,000千円 平成10年度 50,000千円 平成15年度 38,000千円 平成20年度 37,724千円	財政難の折、年々減少

1 長期的展望に立った「佐世保市立図書館」の望ましい運営について

(1) 運営形態について

●窓口業務の委託について

公共図書館業務は、単に図書館資料を貸出すことだけの単純業務だと思われがちだが、利用者を知り、資料を知り、相談・質問に的確に応じ、魅力ある書架を作り上げるには、専門的職員による長年にわたる窓口業務での経験が最も重要である。利用者がどのような資料を必要としているのか、それに応えうる資料構成となっているのかといったことを勘案しながら、本を選ぶことの積み重ねの上に書架を創り上げることができるのであり、図書館業務の根幹をなすものである。

窓口業務だけを切り取っての委託は、図書館業務の質の低下を招くものであるといわざるを得ない。

●指定管理者制度について

①図書館法17条により、公共図書館は無料の原則が定められており、指定管理者になれば利潤をあげるために人件費を節約することが想像される。公共図書館は、経済的利益を生ずるような施設ではなく、収益を目的とする民間事業者が代行することに無理がある。

②専門的職員というのは、資格を持っていればよいというものではなく、長年にわたる実務の積み重ねが必要である。短期間契約の指定管理者制度では雇用の維持確保が難しいため、優秀な司書が育ちにくく、長期的な展望に立った蔵書の構築ができない。

③公共図書館は一館のみで成り立つことは無理であり、相互貸借や市民の調べものの手助けや案内をするレファレンス、資料の分担保存などを他の自治体と協力して行っており、学校との連携も重要である。

しかしながら、施設の建設・管理・運営に民間の資金やノウハウを活用するPFI方式で運営している一部の図書館では、相互貸借における職員の倫理観の低下や学校との連携が行われていない等の現状がある。

以上のことから、指定管理者制度の導入は望ましくないものとする。

(2) 開館日について

市民のニーズが多様化する中で、現在の開館日については利用者の不満が大きい。

特に祝日と月曜が重なる場合、火曜日が振替休館となるが、2日連続の休館は見直しを要する。月曜休館で利用できない人もいるため、職員の交替出勤等を今後検討をして欲しい。

(3) 開館時間について

現在の開館時間10時から18時では、勤めている社会人には利用しにくい。金曜日のみ一般室が20時まで延長していたのを、講座室も延長できたので、今後も市民が利用しやすい開館時間について検討をして欲しい。

2 「佐世保市立図書館」の施設・整備について

(1) 駐車場について

慢性的な駐車場不足が、行事参加者の意欲を欠いている一因でもある。費用がかかっても整備についての検討をお願いしたい。

(2) 座席について

当初の建設方針が滞在型ではないため、座席数が少ないのは理解できるが、創意工夫により努力を求めたい。

(3) 喫茶コーナー・喫煙コーナーについて

図書館資料の保護の観点から館内が飲食禁止ということは理解できるが、学生などが持ち込みの物を飲食できるようなスペースと、一定の監視機能が可能なのであれば、是非設置を望みたいとしていたところ、4階ロビーに11月に設置していただいた。

また、図書館正面玄関に設置してあった灰皿を、分煙推進・受動喫煙防止のために玄関脇の駐輪場への移動を提案したところ、早速8月に実施していただいた。

このように、出来るところからの取り組みを今後もお願いしたい。

(4) 展示コーナーについて

スペースの問題もあるが、市民や子どもたちの作品を展示できるコーナーやギャラリーがあればよいと思うが設置について検討をお願いしたい。

3 これからの図書館事業について

図書館は税金の使い道が一番実感できる場所である。良い方向に転換できれば、もっと市民に受け入れられる。これからの図書館事業について以下の6点について要望したい。

(1) 専門的職員の配置について

図書館は資料があればそれで十分なのではなく、専門的職員である司書が居て、初めてその使命が達成できるものである。このことは、単に専門的職員を配置すれば事足りることではなく、専門的職員の経験・知識が蓄積されていく環境整備が重要である。図書館への専門的職員の優先的かつ長期的配属について配慮をお願いする。

(2) 図書館資料費について

図書館の本や視聴覚資料は、職員に次いで重要な要素である。市民の求める多様化・高度化する情報に対応できる新鮮な資料を揃えていただくために、資料費の増額をお願いしたい。

(3) 市民協働について

佐世保市立図書館には他の図書館にあるような「図書館友の会」がない。市民協働の観点からも市民ボランティアとの連携を深めて欲しい。また、市民ボランティアの拠点となるようなスペースも欲しい。

(4) 学校との連携強化について

ごく最近から、児童室では学校の要望があれば、テーマに沿った選書と取り置きを実施されているが、遠方の学校は図書館まで受け取りに来るのが困難であり、そのサービスを享受できない状況にある。物流を含めたサービス体制を構築して欲しい。

また、学校に出向いての読み語りやテーマに添って本を紹介するブックトークが行われているが、今後も継続して実施をお願いしたい。

(5) 大学図書館や地区公民館図書室との連携について

県立大学や佐世保高専の図書館は一般開放をしている。分館の増設が難しいのであれば、大学図書館との連携も考えて欲しい。

また、地区公民館の図書室は蔵書数も少なく室内も狭い。公民館に市立図書館の本の返却ができるような既存の施設の活用方法を検討して欲しい。

(6) 業務の明確化について

行財政改革により、人員削減は厳しくなると予想されるが、専門的職員とそうでない職員の業務を明確にし、専門的職員が本来の業務に専念できるような業務の明確化をお願いしたい。

佐世保市図書館協議会委員名簿

任期 平成19年8月 1日から平成21年7月31日まで

○会長

	氏 名	役 職 名	就任年月日	備 考
学校教育の 関係者	やまもと 山本 みづほ	佐世保市学校図書館協議会 (佐世保市中学校教育研究会 図書部会副 部長) 佐世保市立旭中学校教諭 TEL22-5581(旭中学校)	H19.8.1	再任
社会教育の 関係者	こ にし そうじゅう 小西 宗十	佐世保文化協会 会長 TEL25-7049(佐世保文化協会)	H19.8.1	再任
	むかえ じゅんこ 迎 純子	佐世保市社会教育委員 育児支援サークル家庭訪問ボランティア「マ マ・サプリ」代表 TEL24-1111(社会教育課)	H20.7.22	新任
学識経験者	たけとみ りゅうじ ○武富 龍二	佐世保市公民館運営審議会委員 (佐世保市連合町内連絡協議会 理事) TEL24-1111(中央公民館)	H19.8.1	再任
	やまぐち ゆきこ 山口 夕妃子	長崎県立大学 准教授 TEL47-2191	H19.8.1	新任

審議日程

- 第1回 平成20年 7月30日
- 第2回 平成20年 9月30日
- 第3回 平成20年11月26日
- 第4回 平成21年 1月16日